

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の 年間の特別徴収（年金天引き）の方法

納付月

4月
6月
8月
10月
12月
2月

○平成21年2月に特別徴収（年金天引き）された方はその金額と同額を徴収します。

○初めて特別徴収される方は、平成19年中の所得金額等を基に仮の保険料を算定して、その2分の1の金額を徴収します。

●平成20年中の所得金額等を基に今年度の保険料を本算定して、すでに差し引かれた仮徴収額との差額を徴収します。

後期高齢者医療保険料または国民健康保険税が特別徴収（年金天引き）の方は、4月から21年度分の徴収が始まります。（平成21年1月30日まで、納付方法を普通徴収に変更の手続きをした方を除きます）

新しい年度になつてしばらくは、保険料の算定の基になる市民税の課税、非課税の別や、所得金額が確定

平成21年度後期高齢者医療保険料・国民健康保険税 特別徴収の方は4月から仮徴収が始まります

しないため、年間の保険料額を決定することができません。

このため、年金から保険料が天引きされる方は、4月・6月・8月分を仮徴収とし、平成21年2月分と同額が暫定で差し引きします。

10月分以降で1年間分の調整を行います

また、平成21年4月から特別徴収が新たに始まる次の方には、保険料（税）の「仮徴収額決定通知書」を送ります。

○平成20年8月2日から10月1日までに後期高齢者医療保険に加入された方

○国民健康保険の世帯主の方が、平成20年8月2日から10月1日までに65歳になり、国保加入者がすべて65歳以上となった国保世帯特別徴収から口座振替への変更

変更の申請手続きはいつでもできます。ただし、特別徴収の中止は手続きの日によつて変わりますのでおたずねください。

■普通徴収（納付書・口座振替）の方は、6月からの納付となります。

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎75-21159

特定健診のスケジュール

4月

特定健診・がん検診等の希望調査を実施します

この調査は、より多くの方に希望どおりに健診を受けてもらうための事前調査です。調査票を、受診対象者世帯に送付します。

○特定健診では、日曜日の受診希望の有無をおたずねします

5月
下旬

特定健診の案内と受診券を送付します

40歳から74歳までの国保加入者各個人に送付します。このときに健診の受診日や会場などのお知らせをします。

6月～
7月

集団での特定健診を実施します

期間中、市内のどこの会場でも受診できます。夜間・休日健診日もありますので、ぜひご利用ください。

その後、医療機関での特定健診を実施します

今年から県内の登録医療機関でも受診できるようになりました。

■問い合わせ 福祉健康課 健康増進係 ☎75-3355

健診は病気の発見だけが目的ではなく、自分の健康状態をチェックし、生活習慣病などの予防に努めることで、医療費と保険税が抑制できます。



まずは、
特定健診・がん検診等の
「希望調査票」の返信を!!

平成20年度に多久市が40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に実施した特定健診の受診率は37.8%と低い結果でした。

国は平成25年までに受診率が65%以上に達するように目標を定め、達成

成しないと、市の国民健康保険から拠出される後期高齢者医療保険への「支援金」が増額される仕組みになっています。

（支援金は国保以外の各医療保険からも拠出されています）

受診者が少なければ、病気の発見が遅れる人が増え、医療費が増加するだけでなく、「支援金」も増額するために、結果的に国民健康保険税が高くなつてしまいます。今年度は健診対象者の事情やニーズを把握して受診率を向上させるため、まず次のことを行います。受診率の向上はもとより、みなさんの健康の維持・増進のために取り組みますので、ご協力をお願いします。